

入札説明書

丹生川上園地（公衆トイレ）改修工事設計業務

第 070203 号

令和 7 年 8 月

奈良県環境森林部 景観・自然環境課

入 札 説 明 書

入札公告に基づく施工体制確認型一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

入札に参加する者は、下記の事項を熟知の上、入札しなければなりません。

1 競争入札に参加する者に必要な資格

入札公告第2に定めるもののほか、次に掲げる条件を全て満たした者のみが、この入札に参加することができます。

- (1) 建築士法（昭和25年法律第202号）の規定による一級建築士事務所又は二級建築士事務所の登録を行っていること。
- (2) 奈良県建設工事等競争入札参加資格のうち建築設計業務に登録していること。
- (3) 奈良県内に本店を有すること。
- (4) この業務を行う期間中、次の【設計業務】に定められた資格を有する技術者を配置できること。

なお、管理技術者にあつては、競争入札参加資格確認申請書の提出の日以前に3か月以上の雇用関係（代表者可）にあること。

【設計業務】

1. 管理技術者は、次の要件を満たす者とする。

(ア) 建築士法第2条第2項に規定する二級建築士及び同法第2条第5項に規定する建築設備士の資格いずれかの資格を有すること。

(イ) 建築士法施行規則（昭和25年建設省令第38号）第1条の2に定める内容に係る5年以上の実務経験を有すること。

なお、経験年数については、経験した業務の従事期間を合計した年数を記入してください。ただし、複数の業務での重複した期間は換算に含みません。

(ウ) 管理技術者は、主任担当技術者及び担当技術者を兼務できる。

2. 担当技術者は、次の要件を満たす者とする。

(ア) 工事内容に応じ適切に配置するものとする。また、配置した担当技術者の中から、各分野に責任者として、主任担当技術者を1名選定し配置するものとする。

(イ) 担当技術者の兼務については、次のとおりとする。

兼務できる

- (5) 入札書の提出の日から開札の日までの期間に、奈良県建設工事等請負契約に係る入札参加停止措置要領による入札参加停止措置（以下「入札参加停止」といいます。）を受けていないこと。

- (6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。

- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号。以下「新法」といいます。）第17条の規定による更生手続開始の申立て（新法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更正事件」といいます。）に係る新法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」といいます。）第30条に規定する更生手続開始の申立てを含みます。）をしていない者又は申立てをなされ

ていない者であること。ただし、新法に基づく更生手続開始の決定（旧更正事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含みます。）を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。

（８）平成１２年３月３１日以前に民事再生法（平成１１年法律第２２５号）附則第２条の規定による廃止前の和議法（大正１１年法律第７２号）第１２条第１項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

（９）平成１２年４月１日以降に民事再生法第２１条に規定する再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた場合は、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。

２ 入札の手続

（１）入札書は、入札公告第３に示す期限内に提出してください。

（２）入札書は中封筒に入れ封印処理の上、二重封筒で書留郵便により提出してください。詳細は入札公告第３に示すとおり。

（３）一度提出された入札書等を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。

（４）入札は、総計金額で行います。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載してください。

３ 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。また、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消します。

（１）入札公告第２に定める競争入札に参加する者に必要な資格のない者の行った入札

（２）競争入札参加資格確認申請書及び競争入札参加資格確認資料（以下「競争入札参加資格確認申請書等」といいます。）又は施工体制確認調査で要求する資料等に虚偽の記載をした者の行った入札

（３）奈良県契約規則（昭和３９年５月奈良県規則第１４号）第７条に該当する入札又は入札に関する条件に違反した入札

（４）開札の日までの間において入札参加停止又は参入制限を受けた者等、開札時点において入札公告第２に定める競争入札に参加する者に必要な資格のない者の行った入札

４ 落札者の決定方法

（１）予定価格及び最低制限価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

ただし、落札者の決定については一時保留し、落札候補者に対し、競争入札参加資格の確認及び施工体制確認調査を行った上で、落札者を決定します。落札者の決定後、入札参加者に対し、入札結果を郵送により通知します。

また、最低の価格をもって有効な入札を行った者であっても、競争入札参加資格の

確認又は施工体制確認調査の結果によっては落札者とならない場合があります。この場合、落札候補者の次順位者に対し、競争入札参加資格の確認及び施工体制確認調査を行い、落札者が決定できるまで順次調査を実施します。

- (2) 落札候補者となるべき同価格の入札者が2者以上ある場合は、「くじ」により競争入札参加資格の確認並びに施工体制確認調査を行う順位（契約優先順位）を決定します。ただし、「くじ」を辞退することはできません。くじは、入札者本人又は開札立会及びくじ引きに係る権限について委任を受けた代理人が開札会場にいない場合、入札執行事務に関係のない職員が代わりにくじを引きます。くじの方法については、別紙「くじによる順位の決定方法について」によります。

5 競争入札参加資格確認申請書の確認

開札後、落札候補者は、競争入札参加資格確認申請書及び競争入札参加資格確認資料（以下「競争入札参加資格確認申請書等」といいます。）を次により提出し、競争入札参加資格があることの確認を受けなければなりません。競争入札参加資格が確認できない場合は失格となります。この場合、次順位者を落札候補者として競争入札参加資格の確認及び施工体制確認調査を実施します。

(1) 競争入札参加資格確認申請書等の提出

ア 提出部数 各1部

イ 提出期限 入札公告第4に記載の通り。

期限までに提出されない場合は失格となるほか入札参加停止を受けることがあります。

次順位以降の者が落札候補者となった場合の期限は、別途指示します。

ウ 提出方法 入札公告第4に記載の通り。

(2) 競争入札参加資格確認申請書等の作成等

ア 作成及び提出に係る費用は申請者の負担とします。

イ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、競争入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しません。

ウ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は返却しません。

エ 提出された競争入札参加資格確認申請書等の提出期限（追加指示した場合等で別途提出期限を定めた場合は、その期限）後における差し替え、追加及び再提出は認めません。

オ 競争入札参加資格確認申請書は様式S1により作成してください。

カ 1の(4)に掲げる資格があることが判断できる配置予定技術者の資格等を様式S2に記載してください。また、管理技術者にあつては、二級建築士の資格を証する書面の写し及び3か月以上の雇用関係を証明する書類（個人代表者の場合は不要。）を添付してください。

6 施工体制確認調査

開札後、落札候補者は、(2)の提出書類一覧に示す様式1～5に定める提出書類に添付資料を添えて提出してください。提出書類の審査を行うとともに、必要に応じて聞き取り調査を実施する場合があります。聞き取り調査に応じない場合は、失格となるほか入札参加停止を受けることがあります。

適正な施工の確保ができないおそれがあると認められる場合は失格となります。この場合、次順位者を落札候補者として競争入札参加資格の確認及び施工体制確認調査を実施します。

(1) 施工体制確認調査書類の提出

ア 提出部数 各1部

イ 提出期限 入札公告第4に記載のとおり

期限までに提出されない場合は失格となるほか入札参加停止を受けることがあります。

次順位以降の者が落札候補者となった場合の期限は、別途指示します。

ウ 提出方法 入札公告第4に記載のとおり

(2) 施工体制確認調査提出書類

ア 作成及び提出に係る費用は申請者の負担とします。

イ 提出された施工体制確認調査書類は、施工体制の確認以外に提出者に無断で使用しません。

ウ 提出された施工体制確認調査書類は返却しません。

エ 施工体制確認調査書類は下記のとおりとし、次に従い作成してください。

○提出書類一覧 提出部数 各1部（代表者印等を押したもの）

ア 施工体制確認調査報告書 様式1

イ 実施体制及び配置予定技術者名簿 様式2

ウ 積算内訳書 様式3

エ 手持ちの建築設計等業務の状況 様式4

オ 工程計画 様式5

* 本表に示す書類を作成する際には、各様式に記載している記載要領を十分確認してください。記載内容が書類作成上の注意事項又は記載要領に沿わない場合は失格となることがあります。

* 提出期限（追加指示した場合等で別途提出期限を定めた場合は、その期限）後における書類の訂正、差替え等はできません。提出書類の記載もれ、添付もれ等がないことを十分確認の上、提出してください。提出書類に不備（積算内容及び配置予定技術者に影響しない軽微な不備を除きます。）がある場合は失格となります。

* 様式2の配置予定技術者名簿に記載する技術者のうち、管理技術者については、1の（4）に示す資格を有することが確認できるように記載してください。添付資料について、5の（2）カに示す競争入札参加資格確認申請書等の添付書類と重複する場合は、添付の必要はありません。

* 下記の場合も契約審査会により業務の適正な実施が確保されないおそれがあると判定され失格となります。

ア 施工体制確認調査に協力しない場合

イ 配置予定技術者の資格等が入札条件等に適合しない場合

ウ 積算内訳等が設計仕様に適合しない場合

エ 法令違反や契約上の基本事項違反等があると認められる場合

オ 上記のほか、業務の適正な実施が確保されないおそれがあると認められる場合

7 契約書作成の要否等

要します。落札者は、奈良県契約規則第17条第1項の規定に基づき落札決定後遅滞なく契約を締結するものとします。

なお、本件は電子契約の対象です。電子契約を希望する場合は、落札決定後速やかに「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を12(2)に記載の提出先に電子メールで提出してください。

8 契約の不締結

契約締結までの間に、落札（候補）者が競争入札参加資格の制限又は入札参加停止を受けた場合は、契約を締結しません。

9 技術者の配置

落札者は、6の(2)の提出書類一覧の様式2に定める資料に記載した配置予定技術者をこの業務に配置するものとします。

10 入札中止条件

この入札手続執行途中で、発注者が、やむを得ない事由により入札の執行を中止すべきと判断したときは、その段階で入札手続又は入札を中止します。

11 重要事項の説明

落札者は、契約締結前に建築士法第24条の7に基づく重要事項説明を行うものとします。

12 関連情報を入手するための照会窓口

(1) 契約条項を示す場所及び契約を担当する部課等の名称及び所在地等

〒630-8501

奈良県奈良市登大路町30

奈良県 景観・自然環境課 自然公園係

電話 0742-27-7479

(2) 「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」の提出先（落札者のみ）

〒630-8501

奈良県奈良市登大路町30

奈良県 景観・自然環境課 自然公園係

電話 0742-27-7479

メールアドレス shizenkoen@office.pref.nara.lg.jp

くじによる順位の決定方法について

最低価格入札者が2人以上いる場合に、くじにより、施工体制確認調査の順位を決定します。

くじは1から30番までの棒くじ(入札参加者が 30 以下)、もしくはあみだくじ(入札参加者が31以上)を使用します。

くじは調査の順位を決定するための「本くじ」と、先立って本くじを引く順番を決定するための「順番くじ」の2回を引いて頂きます。

まず、「順番くじ」を引いていただきますが、入札書の到着順(同着の場合は業者番号順)に引いて頂きます。

ひいたくじに数字が書いているので、「本くじ順番表」の同じ数字のところに会社名を記入してください。

次に、「本くじ順番表」の数字の小さい順にお呼びしますので本くじを引いてください。

ひいたくじに数字が書いているので、「施工体制確認調査順番表」の同じ数字のところに会社名を記入してください。

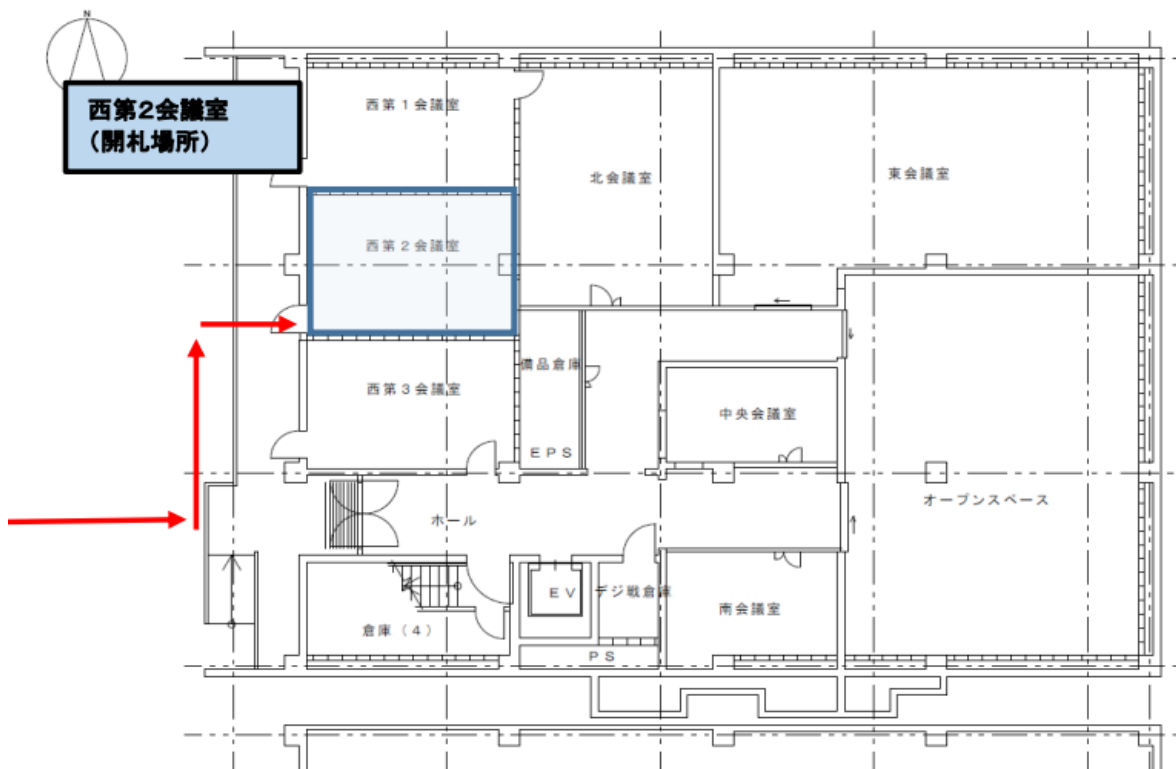
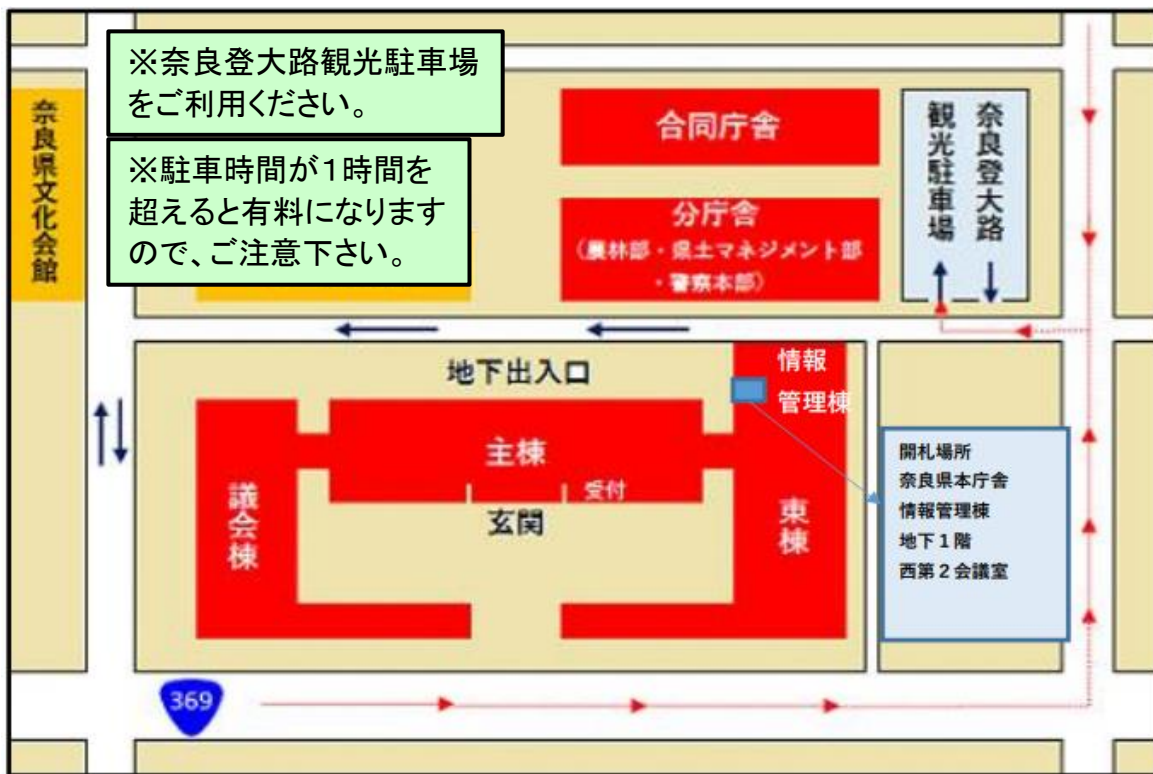
施工体制確認調査の順番を決定するため、事前に封印した「本くじ決定調書」に順位決定方法が記載されています。

当調書を開封し、決定方法に従って、県で「施工体制確認調査順番表」の順位に調査順位を記入します。

当調書では、本くじのどの数字を第1順位とするか、第2順位以降の決定方法は「昇順または降順」のどちらかを決めています。

(注)「順位決定方法」の「昇順」とは、小さい数字順に並べることです。第1順位となった本くじ番号の次に大きい数字を第2順位とし、以下の順位も同様にその次に大きい数字順とする。ただし、30番の次の番号は折り返して1番とし、以下2番・3番…と続く。

(注)「順位決定方法」の「降順」とは、大きい数字順に並べることです。第1順位となった本くじ番号の次に小さい数字を第2順位とし、以下の順位も同様にその次に小さい数字順とする。ただし、1番の次の番号は折り返して30番とし、以下29番・28番…と続く。



入札書の記載において、次の場合は、失格または無効となりますので、ご注意ください。

◎入札書における失格・無効基準

入札書の記入で鉛筆等の容易に消去可能な筆記具を使用した入札は失格

入札書												
金	<table><tr><td></td><td></td><td>億</td><td></td><td>百万</td><td></td><td></td><td>千</td><td></td><td></td><td>円</td></tr></table> 円			億		百万			千			円
		億		百万			千			円		
1 工事名	丹生川上園地（公衆トイレ）改修工事設計業務											
2 工事番号	第 070203 号											
3 工事場所	吉野郡東吉野村小 地内											
4 入札保証金	免除 円											
ただし、現金	円											
代用証券	円（内訳別紙のとおり）											
入札心得を遵守のうえ、上記のとおり入札します。												
令和7年 月 日												
環境森林部長 三宅 浩 殿												
入札者 住所（所在地）												
氏名（名称）	印											

金額の訂正・・・無効
金額の桁ずれ・・・無効
数字判読不能・・・無効
未記入・・・無効

工事名間違い・・・失格
未記入・・・失格

番号数字の違い・・・失格
未記入・・・失格

工事場所間違い・・・失格
未記入・・・失格

公告日～開札日の間以外の
日付記入・・・失格

**今回の入札書の宛先は
奈良県環境森林部長です。**

あて名間違い・・・失格

誤脱・未記入・・・無効
印もれ・印影不明瞭・・・無効